

平成  
28年度

# 区長さんが決まりました

地区名	氏名	電話
丸山	関田 誠一	721-2584
下郷	中山 時次	722-5218
綾瀬東	福富 康雄	721-3369
綾瀬南	佐藤 義雄	723-1213
綾瀬北	永田 正夫	722-1702
栄南	立林 文雄	722-7639
栄中央	高須 守	722-9347
栄北	清水 康弘	721-1600
志久	川田 進	721-1071
南本	田井 義司	721-7456
北本	鯨井 利男	721-5418
中央	永沼 時子	721-6415
小貝戸	澤田 昇	721-1090
柴中荻	西川 慶一	721-1035
若榎	大貫 毅	723-2270
大針	戸井田 國光	721-0797
学園中央	郡 新一	723-8865
細田山	大塚 健二	722-2026
羽貫	高野 力	728-0430
小針新宿	大塚 洋明	728-0037
小針内宿	中西 勇	728-1688
光ヶ丘	濱尾 貞善	728-7273

## 5月31日(火)は 自動車税の納期限



納税通知書は、5月6日以降、お手元に届く予定です。

自動車税は金融機関やコンビニでも納付できます。また、パソコンなどを使ったインターネットバンキングやWebサイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカードを利用して納付することもできます。

自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

なお、自動車税収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用されます。

**☎ 自動車税は自動車税コールセンター ☎050-3786-1222、彩の国みどりの基金は埼玉県環境部みどり自然課 ☎830-3140**

## 軽自動車税の納税通知書を5月2日 発送します

☎ 税務課町民税係 2152

平成28年4月1日までに軽自動車等を登録された方で、納税通知書が届かない方は税務課までご連絡ください。

### 対象

①次に掲げる軽自動車等（自動車税、軽自動車税を通じて1台に限りです。）

- ・ 障害者が所有する軽自動車等
- ・ 障害者が所有する軽自動車等
- ・ 障害者が所有する軽自動車等

### 障害者に対する 軽自動車税の減免

次の軽自動車等に係る軽自動車税については、期限までに申請することにより減免される場合があります。なお、申請期限を過ぎても申請は、お受けできませんので、ご注意ください。

### 必要事項

個人番号がわかるもの、障害者手帳、運転者の運転免許証（コピー可）、納税通知書（未納付のもの）、印鑑

### 申請期限

5月31日(火)

# 環境対策課からのお知らせ

問 環境対策課内2252・2253

## 緑のカーテン 広げてみませんか？

地球温暖化の影響は、私たちの生活や健康に深刻な影響を与えると考えられています。地球温暖化現象は、緑地減少、コンクリート面増加もおもな原因です。

そこで、限られたスペースで有効に緑を増やし、コンクリート面を減らすのに、縦に広がる「緑のカーテン」は優れた方法の一つです。

夏は、コンクリートでき

たベランダや駐車場に直接日光が当たり、温度がなかなか下がりません。昼間の温度上昇で、深夜でも家の中が暑くてたまらないことがあります。

お部屋の中の布製のカーテンだけではなく、家の外で日差しを遮り、涼しくて楽しい地球にも体にも優しい天然エアコンで暑い夏こそ快適に過ごしましょう。

早い時期から準備をすれば夏には立派な緑のカーテンができあがります。

みなさんもぜひ、「緑のカーテン」を広げてみませんか？

## 瑞宝双光章を受章



故加藤壮一郎氏  
(元南中学校長)

加藤氏は昭和23年に公立小学校助教諭として奉職して以来、43年間にわたり、学校教育並びに教育行政の振興と充実に尽力されました。

また、昭和58年4月から昭和61年3月までの3年間は伊奈中学校長、昭和63年4月から平成3年3月までの3年間、南中学校の初代校長として活躍されました。このたびの受章は、長年にわたる学校教育への多大な功績が認められたものです。

## 省エネ効果

光を遮断する効果と、蒸気を発する効果により、室温を下げます。

## 美観向上

土地に制限がある町中でも、空間を有効に利用することができます。緑の多い町並みは、美観を向上します。

## 家庭菜園

家庭菜園としても、多くの収穫を楽しめます。きゅうり、インゲン、ゴーヤなどの食べられる植物を植えてみてはいかがでしょうかでしょう。ツル性植物には、健康によい野菜が多いそうです。

## 建物の保護

熱や紫外線によって建物の劣化を抑え、耐久性を向上させる効果があります。

## 廃棄物の野外焼却は 禁止されています

### 家庭でごみを燃やさないで！

構造基準に適合していない家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分にあがらないなど、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシンを多く発生させてしまいます。

基準に適合した焼却炉以外は使用できません。庭先など

で焼却炉を使わずにごみを燃やしたり、ドラム缶などを使って焼却することはできません。雑草や落ち葉、剪定した枝等の焼却についても、洗濯物や布団に臭いがついたり、近所トラブルの原因になることがありますので、家庭から出るごみは町のごみ収集をご利用ください。

### ごみを減らす工夫を心がけて！

必要なものを必要なだけ買う、使い捨て商品は買わない、長く大切にものを使う、過剰な包装は控える、レジ袋はもらわないなど、ごみを作らないように心がけましょう。また、ごみを分別しリサイクルを徹底するなど、私たち一人ひとりが、毎日の生活を見直していくことが大切です。

そして、ごみ収集カレンダーに従ってごみを出しましょう。ごみを減らすためには、皆様のご協力が不可欠です。

## ごみ出しのルールと マナーを守りましょう

ごみの分別が不十分だと、処理するごみが増え、資源として再利用できなくなるほか、収集車両や処理施設での事故等にもつながるため、大変危険です。ごみを出すときは次

の点に注意し、快適に住みよい街づくりにご協力ください。



○ごみは分別して、収集日の朝8時までに決められた集積所に出してください。指定収集日以外のごみや、分別されていないごみは収集しません。

○ごみを出す際には、透明もしくは中身が確認できる半透明の袋を使用してください。黒い袋や紙袋、ダンボール箱等は使用できません。

○容器類は中を水洗いし、中身のない状態で出してください。中身が残っていると、悪臭の発生やカラス・猫等によるごみ散乱の原因となります。

○小型家電製品やおもちゃ等の中にある電池は必ず取り外してください。

○ごみ集積所は、利用者全員で協力して清潔に管理してください。